



平成 21 年 2 月 20 日

各 位

会社名 チムニー株式会社
代表者名 代表取締役社長 和泉 学
(コード番号：3362 東証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 山口 実
電話番号 03-3626-2341

株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件について

当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 361 条第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、下記のとおり、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 21 年 3 月 26 日開催予定の第 25 期株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 提案の理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、退職慰労金制度の廃止等その他諸般の事情を勘案し、今般、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が退任後も含めた株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

II. 提案の内容

1. 取締役の報酬額は、本総会の第 5 号議案「取締役の報酬額変更の件」が原案どおり承認可決された場合、年額 150 百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人部分の給与は含まれておりません）となりますが、当社取締役に対して当該報酬とは別枠で各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内に割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の上限を 50 百万円とします。なお、現在の取締役 5 名全員が本総会終結の時をもちまして任期満了となりますが、本総会の第 3 号議案「取締役 7 名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役の員数は 7 名となります。
2. 株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりとします。
 - (1) 新株予約権割当の対象者
当社の取締役（社外取締役を除く）
なお、本総会の第 3 号議案が原案どおり承認された場合、付与の対象となる取締役は 6 名となります。

(2)新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 10,000 株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下、同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3)新株予約権の総数

100 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4)新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、新株予約権を割り当てた日における当社株式の市場価格および新株予約権の行使に際し出資される財産の価額等をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて計算するものとする。

(5)新株予約権の払込金額

各新株予約権は発行日における公正価額により発行するものとし、まず当該新株予約権の公正価値に相当する報酬請求権（ただし、取締役会の指定した新株予約権の払込債務のみに充当することができる旨の条件付）を各取締役が付与することとし、次にこの報酬請求権と新株予約権の払込債務と相殺することとし、新株予約権と引換えにする金銭の払込みを要しないものとする。

(6)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、新株予約権の行使により発行または移転する株式の数に 1 円を乗じた金額とする。

(7)新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当にかかる取締役会決議の日から 30 年以内の範囲で当社取締役会で定める期間とする。

(8)新株予約権の権利行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、前（7）の期間内において、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位をすべて喪失した翌

日から3年間を経過するまでの間に限り新株予約権の行使ができる。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、当社はその全部を無償にて取得することができる。

②新株予約権者が、(8)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

③その他の取得事由および取得条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(13) 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注) 上記内容は、平成21年3月26日開催予定の第25期株主総会において「株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が可決承認されることを条件とする。

以上